

山口県報

平成18年
7月14日
(金曜日)

目次

公告	一
平成十八年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	一
平成十八年産大豆の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	一
道路の供用の開始(道路整備課)	二
浸水想定区域の指定(四件)(河川課)	二
公告	三
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)	四
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	四
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の名称等	六
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	七
雑報	七
公文書の開示の状況の公表	七
個人情報開示の訂正及び利用停止の状況の公表	八

山口県告示第三百九十二号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成十八年産の水稻の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関成

市町名	面積(アール)
宇部市	五、〇二二
山口市	二、七八三
萩市	三、七四四
周南市	四、五五四

山口県告示第三百九十三号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成十八年産の大豆の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関成

市町名	面積(アール)
宇部市	五六
山口市	五一
阿東町	三二八

山口県告示第三百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成十八年七月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
 路線名 三七六号
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
先 山口市仁保中郷字掛山八四四の一地	最狭 三二・四	最狭 二一八・〇	四一・五	四一・五	道路改良工事に 完了による。

山口県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年七月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一 般 国 道 三 七 六 号	山口市仁保中郷字掛山八四四の一地先	平成十八年七月十五日

山口県告示第三百九十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び岩国土木建築事務所において閲覧に供する。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関成

名河川 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
由 宇 川 水系	左岸 柳井市日積字大原四六〇七番四地先 右岸 岩国市由宇町字朝原一〇八八番地先	河 口

山口県告示第三百九十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所において閲覧に供する。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関成

名河川 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
宮 川 水系	左岸 大島郡周防大島町大字西安下庄字森ノ上二九〇一番一 右岸 大島郡周防大島町大字西安下庄字屋代地中二五三九番地先	河 口
田 布 施 川 水系		

田布施川	左岸 熊毛郡田布施町大字宿井字原二二五〇番一地先 右岸 熊毛郡田布施町大字宿井字下石田二二五二番地先	河口
------	---	----

土穂石川水系		
--------	--	--

土穂石川	左岸 柳井市余田字南砂崎三三三番一地先 右岸 柳井市余田字南砂崎三三二六番地先	河口
------	--	----

柳井川水系		
-------	--	--

柳井川	石井ダム	河口
-----	------	----

山口県告示第三百九十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所において閲覧に供する。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関成

有帆川水系	名河川称	上	区	流	端	間	下	流	端
	有帆川	左岸 宇部市大字奥万倉字大山口八二二番一地先 右岸 宇部市大字西万倉字溝仰一四〇八番二地先							河口

山口県告示第三百九十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川に

ついて浸水想定区域を指定した。
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所において閲覧に供する。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関成

栗野川水系	名河川称	上	区	流	端	間	下	流	端
	栗野川	左岸 下関市豊北町大字田耕字皿山三一〇番地先 右岸 下関市豊北町大字田耕字上浦石三三五番三地先							河口



(三八〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年八月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日
平成十八年六月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人ピースオブマインド・はまゆう
 代表者の氏名 長田 文枝
 主たる事務所の所在地 下関市武久町一丁目五番一四号

(三八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年二月二十八日山口県公告(一二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年七月十四日から同年八月十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス新山口駅店

所在地 山口市小郡下郷一七三一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年三月三日山口県公告(一二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年七月十四日から同年八月十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス光店

所在地 光市木園二丁目一九〇〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年三月三日山口県公告(一二六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年七月十四日から同年八月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ママポートダイイチ店

所在地 宇部市若松町七番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三八四) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

二 縦覧の期間

大迫(秋穂)地区

ため池の整備

三 縦覧の場所

平成十八年七月十八日から同年八月七日まで

山口県農林水産部農村整備課

(三八五) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年七月十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市大字山田字久保及び字前田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 下松市大字山田一〇七番地の三三
 有限会社橋本自動車



山口県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年七月十四日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 邊 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
穂枝弘巳後援会	穂枝 弘巳	田村 清助	下関市豊北町大字阿川3722の1		平成18、6、26
有福精一郎後援会	藤村 正人	昇 西嶋	" 豊北町大字栗野4896の8		" 23
石井みどり山口県後援会	右田 信行	城島 浩	山口市吉敷3238		" 6
いしはら真後援会	和木 孝雄	沖重富美子	岩国市由宇町3390		" 15
今倉一勝後援会	内富 真次	津守 梅子	周南市松保町8番5号		" 30
今倉一勝を応援する会	今倉 一勝	"	"		"

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
植野正則後援会	植野 正則	植野美知子	岩国市玖珂町6387		" 1
花梨会	田中 敏靖	山崎三喜男	防府市牟礼柳10番5号		" 27
かわい伸治後援会	河合 伸治	河合 慶子	岩国市玖珂町2530の4		" 19
政治結社征健塾	神本 英紀	山本 将輝	下松市大字河内551の5		" 21
安回かつま後援会	西本 祐治	安回 邦彦	下関市長府宮崎町6番21号		" 16
吉津弘昭後援会	堀田 忠雄	白菊 睦央	長門市仙崎650の1		" 14

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年七月十四日

山口県選挙管理委員会 選挙 田 邊 昭

政治団体の名称	異動事項		備考(年月日)
	新	旧	
自由民主党熊毛支部	代表者	尾崎 隆則	平成18、5、30
	会計責任者	山田 武朗	
自由民主党21世紀山口をつくる会	代表者	山田 道秋	平成18、5、30
	会計責任者	益金 庸夫	
自由民主党防長交通支部	代表者	周南市新清光台1丁目7番20号	平成18、5、30
	代表者	周南市大字大河内2100の76	
自由民主党山口県LPカ又支部	代表者	中村 静代	平成18、5、30
	代表者	岡本 登	
自由民主党山口県歯科医師連盟支部	代表者	藤田 俊雄	平成18、5、30
	代表者	小野 雅由	
自由民主党山口県歯科医師連盟支部	代表者	品川 邦彦	平成18、5、30
	代表者	小笠原幹夫	
自由民主党山口県歯科医師連盟支部	代表者	城島 浩	平成18、5、30
	代表者	堀井 文忠	

自由民主党山口県宅建支部	代表者	片岡 義正	青木 茂	" "
	会計責任者	松村 誠	片岡 義正	
自由民主党理容支部	代表者	角野 悦雄	武居 恒夫	" "
	会計責任者	若野 忠	松原 未行	
下井克己後援会	代表者	三嶋 充	篠原 治	" "
	会計責任者	下井 喜美	篠原登志子	
女性党山口県支局	事務所	山口市小郡上郷2586の11	吉敷郡小郡町大字上郷2586の11	" 3、17
	会計責任者	神本 英紀	徳永 好成	
政治結社烈風會	事務所	下関市川中豊町5丁目1番8号	下関市上田中町1丁目18番7号	" 6、21
	事務所	林芳正後援会		" 2、"
田中一晃後援会	代表者	上田 澄人	田中 虔爾	" 6、13
	事務所	岩国市周東町用田522の2	玖珂郡周東町大字用田522の2	
田中義一後援会	代表者	金田 愼	安本百合太郎	" "
	会計責任者	城島 浩	梶井 文忠	" 6
林真一郎後援会	"	岡本 哲志	花江陽三郎	" 2、21
	山口県行政書士政治連盟	"	加来真由美	" 6、6
山口県歯科医師連盟	"	城島 浩	梶井 文忠	" "
	代表者	片岡 義正	青木 茂	" "
山口県不動産政治連盟	会計責任者	松村 誠	片岡 義正	
	山口県理容政治連盟	代表者	角野 悦雄	武居 恒夫
会計責任者		若野 忠	松原 未行	" 30

山田健一後援会

代表者 瀬光 明 土綱 輝男

" " 6

山口県選挙権者登録係長選任第三十九号

玖珂選挙区正任(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による選挙区があつた選挙権者になる政治団体の名称並びに次のとおりである。

平成十八年七月十四日

山口県選挙権者登録係長 梶田 健 臣

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
うえの正則後援会	植野 正則	植野美知子	岩国市玖珂町6387	平成18、5、31
きらめく玖珂をつくる会	" "	吉見 茂生	" "	" "
政治結社烈風會	神本 英紀	神本 英紀	下松市大字河内551の5	" 6、21
ひらね淳一後援会	岡崎 秀善	梶原 信一	玖珂郡由宇町6315の2	平成17、12、31

山口県選挙権者登録係長選任第三十号

玖珂選挙区正任(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第一項の規定による選挙区があつた選挙権者になる政治団体の名称並びに次のとおりである。

平成十八年七月十四日

山口県選挙権者登録係長 梶田 健 臣

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備定届出(指定期間)
		名	称			
今倉 一勝	山口県議会議員	今倉一勝を応援する会		周南市松保町8番5号	今倉 一勝	平成18、6、30
河合 伸治	岩国市議会議員	かわい伸治後援会		岩国市玖珂町2330の4	河合 伸治	" " 19

田中 敬晴	防府市議会議員	花梨会	防府市牟礼柳10番5号	田中 敬晴	" "	27
-------	---------	-----	-------------	-------	-----	----

山口県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年七月十四日

山口県選挙管理委員会 田中 敬晴 同

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		代表者の氏名	備考 (資金管理団体でなく なつた旨の届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地		
植野 正則	玖珂町長	うその正則後援会	岩国市玖珂町6387	植野 正則	平成18、6、1



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十二条の規定により、平成十七年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成十八年七月十四日

山口県民権 二 共 監 査

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				その他
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
5,322 (81)	3,883 (6)	1,368 (25)	9 (48)	34	28 (2)

備考 () 内は、前年度末に未処理であつたものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				その他
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
総合政策局	36	36	0	0	0	0
総務部	138	41	94	0	0	3
地域振興部	376	374	1	0	0	1
環境生活部	748	677	70	0	0	1
健康福祉部	536	129	397	3	0	7
商工労働部	19	1	18	0	0	0
農 林 部	224 (32)	45 (6)	178 (25)	0	0	1 (1)
水 産 部	6	4	1	0	0	1
土木建築部	2,380	2,169	203	0	1	7
出 納 局	5	3	0	0	0	2
計	4,468 (32)	3,479 (6)	962 (25)	3	1	23 (1)
議 会	29	28	0	0	0	1
教 育 委 員 会	318	235	81	0	1	1
選挙管理委員会	102	52	16	0	32	2
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	3	0	3	0	0	0
警 察 本 部 長	402 (49)	89	306	6 (48)	0	1 (1)
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
合 計	5,322 (81)	3,883 (6)	1,368 (25)	9 (48)	34	28 (2)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘等情報 (第1号)	38	0	38
個人個人情報 (第2号)	833 (25)	7 (48)	840 (73)
法人等情報 (第3号)	586	0	586
犯罪捜査等情報 (第4号)	70	6 (48)	76 (48)
意思形成過程情報 (第5号)	21	0	21
行政運営情報 (第6号)	90	2	92
協力・信頼関係情報 (第7号)	57	6	63
合議制機関等情報 (第8号)	0	0	0
合計	1,695 (25)	21 (96)	1,716 (121)

備考

- 1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
 - 2 「部分開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 - 3 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答		取下げ	審査中
	認容	一部認容棄却		
3 (2)	0	3 (2)	0	0

備考 () 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成十七年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表

ご報告
平成十七年七月十四日
山口県民権 二 共 監 査

- 1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非開示	未処理	その他
開示の請求	158	134	17	0	3
開示の申出	250	250	0	0	0
合計	408	384	17	0	3

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非開示	未処理	その他
総合政策局	0	0	0	0	0	
総務部	19	19	0	0	0	
地域振興部	0	0	0	0	0	
環境生活部	25	24	1	0	0	
健康福祉部	154	146	5	0	3	
商工労働部	21	21	0	0	0	
農林部	8	8	0	0	0	
水産部	0	0	0	0	0	
土木建築部	6	4	0	0	1	
出納	0	0	0	0	0	
計	233	222	6	0	4	
議会	0	0	0	0	0	
教育委員会	18	5	11	0	0	

選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	157	157	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
合計	408	384	17	0	3	4

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密情報 (第1号)	0	0	0
未成年者情報 (第2号)	0	0	0
第三者情報 (第3号)	16	0	16
法人等情報 (第4号)	1	0	1
犯罪捜査等情報 (第5号)	0	0	0
意思形成過程情報 (第6号)	0	0	0
評価・選考等情報 (第7号)	0	0	0
行政運営情報 (第8号)	1	0	1
協力・信頼関係情報 (第9号)	0	0	0
合議制機関等情報 (第10号)	1	0	1
合計	19	0	19

備考 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

- 2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況
 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

訂正の請求の件数	処理状況			
	訂正	非訂正	未処理	その他
0	0	0	0	0

(単位 件)

- 3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況
 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。
 (単位 件)

利用停止の請求の件数	処理状況			
	利用停止	非利用停止	未処理	その他
0	0	0	0	0

- 4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決					取下げ	審査中
	認容	一部認容	棄却	却下	その他		
0	0	0	0	0	0	0	0

平成十八年七月十四日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）